

平成30年第4回定例会
(第2日目)

津別町議会会議録

平成30年第4回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成30年 9月 3日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成30年 9月14日 午前10時00分

閉会日時 平成30年 9月14日 午後 1時41分

議 長 鹿 中 順 一

副議長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

| 議席 番号 | 氏 名 | 応 召 不応召 | 出席 状況 | 議席 番号 | 氏 名 | 応 召 不応召 | 出席 状況 |
|----------|---------|------------|----------|----------|---------|------------|----------|
| 1 | 篠 原 眞稚子 | ○ | ○ | 6 | 渡 邊 直 樹 | ○ | ○ |
| 2 | 小 林 教 行 | ○ | ○ | 7 | 山 内 彬 | ○ | ○ |
| 3 | 村 田 政 義 | ○ | ○ | 8 | 巴 光 政 | ○ | ○ |
| 4 | 乃 村 吉 春 | ○ | ○ | 9 | 佐 藤 久 哉 | ○ | ○ |
| 5 | 高 橋 剛 | ○ | ○ | 10 | 鹿 中 順 一 | ○ | ○ |

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

| 職 名 | 氏 名 | 出 欠 | 職 名 | 氏 名 | 出 欠 |
|----------|-------|-----|------------|------|-----|
| 町 長 | 佐藤 多一 | ○ | 監 査 委 員 | 藤村 勝 | ○ |
| 教 育 長 | 宮管 玲 | ○ | 選挙管理委員会委員長 | | |
| 農業委員会委員長 | | | | | |

(ロ) 委任または嘱託

| 職 名 | 氏 名 | 出 欠 | 職 名 | 氏 名 | 出 欠 |
|-----------|--------|-----|------------|-------|-----|
| 副 町 長 | 竹俣 信行 | ○ | 生涯学習課長 | 藤原 勝美 | ○ |
| 総 務 課 長 | 齊藤 昭一 | ○ | 生涯学習課主幹 | 石川 波江 | ○ |
| 総 務 課 主 幹 | 安瀬 雅祥 | × | 学校給食センター主幹 | 阿部 勝弘 | ○ |
| 住民企画課長 | 伊藤 泰広 | ○ | 農業委員会事務局長 | 横山 智 | ○ |
| 住民企画課参事 | 森井 研児 | ○ | 選挙管理委員会局長 | 齊藤 昭一 | ○ |
| 住民企画課主幹 | 松木 幸次 | ○ | 選挙管理委員会次長 | 安瀬 雅祥 | × |
| 住民企画課主幹 | 中橋 正典 | ○ | 監査委員会事務局長 | 松橋 正樹 | ○ |
| 住民企画課主幹 | 加藤 端陽 | ○ | | | |
| 保健福祉課長 | 小野 淳子 | ○ | | | |
| 保健福祉課主幹 | 千葉 誠 | ○ | | | |
| 産業振興課長 | 横山 智 | ○ | | | |
| 産業振興課参事 | 小野 敏明 | ○ | | | |
| 産業振興課主幹 | 小泉 政敏 | ○ | | | |
| 産業振興課主幹 | 近野 幸彦 | ○ | | | |
| 建設課長 | 石川 篤 | ○ | | | |
| 建設課主幹 | 石川 勝己 | ○ | | | |
| 会計管理者 | 五十嵐 正美 | ○ | | | |
| 総務課庶務担当主査 | 菅原文人 | ○ | | | |

会議の事務に従事した者の職氏名

| 職 名 | 氏 名 | 出 欠 | 職 名 | 氏 名 | 出 欠 |
|---------|--------|-----|---------|-------|-----|
| 事 務 局 長 | 松橋 正樹 | ○ | 事務局臨時職員 | 安瀬 貴子 | ○ |
| 事務局主査 | 小西 美和子 | ○ | | | |

会 議 に 付 し た 事 件

| 日程 | 区分 | 番号 | 件 名 | 顛 末 |
|----|----|----|---|-----------------------|
| 1 | | | 会議録署名議員の指名 | 8 番 巴 光政 9 番 佐藤 久哉 |
| 2 | | | 諸般の報告 | |
| 3 | 同意 | 2 | 津別町教育委員会委員の任命について | |
| 4 | 承認 | 9 | 専決処分の承認を求めることについて (平成 30 年度津別町一般会計補正予算 (第 3 号) について) | |
| 5 | 議案 | 49 | 津別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 6 | 〃 | 50 | 契約の締結について (ネイチャーセンター建設工事) | |
| 7 | 〃 | 51 | 平成 30 年度津別町一般会計補正予算 (第 4 号) について | |
| 8 | 〃 | 52 | 平成 30 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について | |
| 9 | 〃 | 53 | 平成 30 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について | |
| 10 | 認定 | 1 | 平成 29 年度津別町一般会計決算の認定について | |
| 11 | 〃 | 2 | 平成 29 年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について | |

| 日程 | 区分 | 番号 | 件名 | 顛末 |
|----|------|----|--|----|
| 12 | 認定 | 3 | 平成 29 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について | |
| 13 | 〃 | 4 | 平成 29 年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について | |
| 14 | 〃 | 5 | 平成 29 年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について | |
| 15 | 〃 | 6 | 平成 29 年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について | |
| 16 | 意見書案 | 5 | 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について | |
| 17 | 〃 | 6 | ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書について | |
| 18 | 〃 | 7 | 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書について | |
| 19 | 〃 | 8 | 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書について | |
| 20 | 報告 | 9 | 平成 29 年度財政健全化判断比率の報告について | |
| 21 | 〃 | 10 | 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告について | |
| 22 | 〃 | 11 | 例月出納検査の報告について（平成 29 年度 5 月分、平成 30 年度 5 月分、6 月分、7 月分） | |
| | | | | |

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

8 番 巴 光 政 君 9 番 佐 藤 久 哉 君

の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松橋正樹君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は、昨日配付いたしましたとおりですが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

議会の動向につきましては、昨日報告後から本日までの状況について第 2 回報告書としてお手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎同意第 2 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、同意第 2 号 津別町教育委員会委員の任命につい

てを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（竹俣信行君） それでは、ただいま上程となりました同意第2号 津別町教育委員会委員の任命について説明させていただきます。

津別町教育委員会委員の松田真理氏が平成30年9月30日をもって任期満了となりますので、改めて松田真理氏を委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

松田氏は、平成20年9月より10年間、教育委員会委員を務められ、経験も豊富であることから適任であると判断をさせていただいたところでございます。

なお、住所及び生年月日は議案書に記載のとおりであり、任期につきましては平成30年10月1日から平成34年9月30日までの4年間となります。

以上、説明をさせていただきましたので、ご承認につきましてよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

◎承認第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて、平成30年度津別町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

松木住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（松木幸次君） ただいま上程となりました承認第9号 専決処分の承認を求めることについて、平成30年度津別町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。専決の理由につきましては、専決処分書のとおり相生総合交流ターミナルの浄化槽破損に伴う復旧工事に係る補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、7月30日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものであります。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ4,992万9,000円を追加し、予算の総額を58億8,291万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、これから事項別明細書で説明いたします内容の歳入歳出予算を款、項の区分ごとに整理し補正額及び補正後の予算総額を第1表のとおりとするものであります。

3ページから4ページをお開きください。歳入につきましては、款17繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金、地域振興基金繰入金で4,992万9,000円の増額です。

5ページから6ページをお開きください。歳出は款2総務費、項2地域振興費、目3企画振興費の地域振興施設管理業務で、工事請負費、相生総合交流ターミナル合併浄化槽等設置工事で4,992万9,000円の追加です。工事の内容につきましては、これまではトイレの汚水と豆腐、そば等の排水を同じ合併処理浄化槽で処理していたものですが、それぞれ別の2型槽での処理が望ましいことから、トイレの汚水処理をする合併浄化槽と、豆腐、そば等の排水処理をする排水処理槽を設置するものです。

以上、内容の説明といたしますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 今回、専決で工事を発注されたようですが、既存の浄化槽が破損したと、そういうことを委員会で説明を受けたのですが、この十数年しか経っていないのですが、破損した要因について十分な調査をしたのか、それについて

てお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 近野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（近野幸彦君） 現場、相生振興公社職員と、それから普段点検していただいている会社の担当含めて現場確認したところですけども、あまりそういった事例は見たことがないということで、何らかの圧力がかかったことは間違えないのですが、はっきりとした原因は不明ということでありまして、あの時点で長雨等があって、その部分で何らかの圧力がかかったのかなという推測はできましたが、それ以上のはっきりとした原因は判明できていない状況です。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 今の説明では、そういう浄化槽の破損の事例がなかったという説明と、長雨等、そういう推測ですけども、そういう説明があったのですけども、浄化槽については、業者に定期的にメンテナンス含めた管理を委託されていると思いますが、その報告等について、どのように把握されていたのか、急に起きたのか、それあたりについて再度お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 近野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（近野幸彦君） 相生振興公社から定期的に検査、点検等をやっておりますけども、その前段の点検時には異常はなかったと。今回、大きな穴が空いたわけですけども、そのような兆候も見られなかったということで報告を受けております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 通常であれば、いかれるような構造ではないと思うのですけども、何らかの原因だと思うのですけども、今回新しく5,000万ぐらいかけてやるのですけども、今後に対して、いわゆる利用する施設の問題点というか、そういうものがあるのか、改善するところがあるのか、それあたりについてお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 近野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（近野幸彦君） 浄化槽の処理上の問題点ということでしょうか。実は、今まで浄化槽の処理能力がちょっと低いということで、ぎりぎりの状態で、汚水等も汲み取りを定期的にしながら何とかだましましたし使っているような状態でしたけれども、その原因としてはやっぱり処理能力が低いと。それから汚水と豆腐、にがり等もありますし、そういった異質なものを混ぜて合併浄化槽に流していたということで、ちょっと処理的に厳しい状態でした。

ただ今回、たまたまというか破損してこのような補正をさせていただきましたけれども、来年度に向けては主要事業でその食料品分というか、そば、豆腐等の部分の排水処理プラントというか、そういうものを別に付けるというものを予算でお願いしようかなと検討していたところでしたけれども、今回破損したということで、汚水分を合併浄化槽に流し、そしてそば、豆腐等の排水を排水プラントに流すということで、今回のこのことによりまして適正な管理ができるというか、適正な処理ができるような状態になるのかなということで考えておりました、問題ということであれば、今までが問題があったということで、今後は処理的には問題はなくなる状態になるのかなと考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 49 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 49 号 津別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいま上程となりました議案第 49 号 津別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の 1 ページをお開きください。改正の理由は、平成 29 年 3 月定例議会において、「津別町火葬場使用料交付に関する条例を廃止する条例」の可決をいただき、その公布を行ってきましたが、今回の改正をお願いします条例の別表第 1 の利用範囲の中に廃止した条例を残したままとなっていたことから、このたびその項を削除するものでございます。

改正内容は、別表第 1 の該当する項を削り、20 といたしていましたが繰り上げ 19 とするものでございます。

議案に戻っていただきまして、ただいま説明した内容を改正条文としたものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行するとしております。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 49 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 50 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 50 号 契約の締結について、ネイチャーセンター建設工事を議題とします。

内容の説明を求めます。

近野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（近野幸彦君） ただいま上程となりました議案第 50 号 契約の締結についてご説明申し上げます。

ネイチャーセンター建設工事の請負契約につきましては、予定価格が 5,000 万円を超えていることにより、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

工事の名称、ネイチャーセンター建設工事。工事の場所、津別町字上里 700 番地 4。契約の方法、指名競争入札。契約金額 5,916 万 2,400 円、うち消費税及び地方消費税額 438 万 2,400 円でございます。契約の相手方は、網走郡津別町字東 2 条 23 番地、津別建設株式会社代表取締役 中村光一でございます。

説明資料 2 ページをご覧ください。ネイチャーセンター建設工事の概要についてありますが、入札日は平成 30 年 9 月 3 日。工期は契約の日から平成 31 年 3 月 20 日まででございます。工事の概要ですが、図面は 3 ページ、4 ページとなります。面積は延べ床面積が 128.98 平米、建築面積が 154.31 平米となっております。建築主体工事としまして構造は木造・平屋建て、屋根はガルバニウム鋼板、防水立ちハゼ葺き、外壁は針葉樹合板鎧張り、色は黒に近いこげ茶になります。内壁は主に針葉樹合板です

が、キッチンの内壁と天井は着色フレキシブルボードとなっております。床は複合フローリングでエントランスはモルタル刷毛引き、キッチン、物品庫、トイレについては長尺塩ビシートとなっております。天井は針葉樹合板ほかとなっております。

電気設備工事としてLED照明、配線、分電盤一式等となっております。

機械設備工事として、給水設備は水道直結方式で専用水道から引きます。排水設備は自然流下で浄化槽につなぎます。給湯設備は石油給湯機。衛生器具は洋風大便器、小便器、洗面器、手洗器等となっております。暖房設備はFF式石油温水暖房ボイラーで床暖房となります。ほかに備品購入で、まきストーブを設置する予定となっております。給油設備は個別給油方式、換気設備はパイプ用ファン、天井埋め込み換気扇、レンジフードファンとなっております。

申し訳ありません。住所ですけれども、上里703番地4となります。

以上、説明申し上げましたので、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） まず4点ほどお伺いさせていただきたいと思います。まず管理体制、冬の除雪ですとかいろいろな維持管理が必要かと思いますが、管理体制はどのようなものか教えてください。

あと契約金額5,916万2,400円ということなのですが、補助金ですとか起債ですとか、その額と率を教えてください。

次に、指定管理者の有無、森のこだまさんなのかなとも思うのですが、指定管理者の有無をお願いいたします。

あとは、つくった後のランニングコストといいますか、維持管理の費用のほう、こちらのほうも今後どうする予定なのか教えてください。

○議長（鹿中順一君） 近野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（近野幸彦君） 管理体制でありますけれども、指定管理でありますけれども、除雪等につきましては、基本的にあそこ冬は管理の車は入れますけど、お客様の車は入れない予定なので最低限の除雪ということで予定しておりますので、指定

管理者というか、管理者が除雪する予定です。

それから契約金額の補助金につきましては、全員協議会的时候にも説明しましたが、拠点整備交付金をいただくこととなっておりますので、一部補助対象外となる部分がありますが、その補助金でほぼ半額近いものが出まして、残りの半分は交付金対応ということになります。

指定管理者につきましては、あそこ、森のこだまさんがいろいろ活動を頑張ってくれていますけども、森のこだまさんに指定管理をお願いするという方向で調整をしているところであります。

ランニングコストにつきましては、現在、設計していただいた会社とも調整中ですが、今計算中のところですが、基本的に事務室それからキッチン等もありまして、その営業のこともありますので、ある程度の部分は森のこだまさんで負担と。あと共用部分については町、浄化槽のメンテ等もありますし、共用部分につきましては、ある程度町でも負担していかなきゃいけないのかなということで、ちょっとまだがっちり決まった状態ではないですけども、今ちょっと計算中という段階であります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） 指定管理者は森のこだまさんということなのですが、指定管理者の方がもし撤退等、やめられた場合はどうするのかということと、あとは指定管理は、これは期間を決める有限なのか、それとも期間を定めない体制なのかということと、あとは指定管理者さんから、これは町の施設ということになるかと思えますので、使用料をとられるのかどうかというのを伺いしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 近野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（近野幸彦君） 森のこだまが撤退というかやめた時のことということでありますけども、現状、町も一体となって応援しながらやっていくということで、森のこだまが撤退するということは考えていません。

そのようなことにならないように一体となっていていろんなことを進めていきたいなどというふうに考えております。

期間については、まだ今はっきり決めていませんけど、なるべく長い期間で設定し

ていきたいと考えておりますが、12月までには条例を制定して、3月には指定管理の議決をいただくようなスケジュールで、その12月の条例の部分を含めるまでには、その部分、年数等も決定していきたいと考えています。

使用料ですけれども、現段階ではちょっと収益性がどの程度になるのかというか、収益性がかなり最初のうちは低いと思われるのです。最初の時点では、ランニングコストの部分の負担ということで考えておまして、ある程度事業がいろいろ増えてきて収益性が出てきたときには、ある程度負担を増やしていくというか、そういうことで森のこだまさんのほうもなるべく収益を増やして町に還元していくような形にしていきたいということで考えていますので、そういう方向で進めていきたいと考えています。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） 今いろいろお伺いしまして、最後は質問というよりも個人的な意見なのですけれども、この施設ができることによって上里地区ですとか、あとは津別の環境により影響が出ればよいことなのではないかなと思います。ただずっと使用料のお話も先ほどさせていただきましたけれども、例えばこれが3年後からとるよとか5年後からとるよということは、なかなか収益性が先がわからないところですので、ちょっと難しいのかなと、実際に走り出してみないと見えないところがあるのかなという気もいたしますので、これに関しましては了解をいたしましたので、ぜひ町と一体となって上里地区、津別全体の観光の底上げということに寄与していただければと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） 暖房の関係なんですけど、ネイチャーセンターということもあってペレットストーブの暖房ということを考えられなかったのかどうかちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 近野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（近野幸彦君） 最初、途中の設計会社とも打ち合わせしている中で、ペレットを使うならペレットボイラーというか床暖をペレットで回すということ

も検討したのですが、ちょっと施設の規模が中途半端というか小規模なものですから、ペレットのボイラーを回すにはちょっとあまりにもコストが高くなりすぎるということで断念したところです。ちょっとした家庭用のようなペレットボイラーを付けることもあるのですが、それでしたら、ああいう場所で倒木等もたくさんある状況の中で、やっぱりまきストーブのほうが雰囲気的にいいのかなということでまきストーブにさせていただいたということになります。

○議長（鹿中順一君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 参考までにお伺いしたいのですが、先ほどの説明で外壁は黒色と、この図面に出ておりますけれども、黒にした意図というのか、背景はどういうふうにご考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 近野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（近野幸彦君） 色につきましては、森の中ということもありますし、この資料の写真を見ていただくとわかると思うのですが、我々と設計業者と、森のこだまでも協議して、かなりの回数協議しておりますけれども、この場所にはこの濃い色のほうがなじむのではないかと。それから山の中でもありますので、薄い色ですと虫等もたくさんつきますので、そういったことも含めて、この色が一番この森になじむのではないかとということで考えました。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

2番。

○2番（小林教行君） 先ほど乃村議員からもご指摘がありましたけれども、暖房施設について、ペレットではなくまきストーブを使われるということで、先ほどお話にありました倒木も多いのでまきはたくさん出るということでした。まきストーブ一本ではできなかったのかどうか伺いたいと思います。やはりネイチャーセンターですので、自然や環境について学ぶ施設ですので、できればまきストーブ、もしくはペレットが無理ならまきストーブ一本でできなかったかどうか、そのあたりについて聞きたいと

思います。

○議長（鹿中順一君） 近野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（近野幸彦君） 先ほども話しましたとおり、基本的に床暖のような形にしなければ、あの場所では場所柄もありますし、ちょっとカロリーの出すのにペレットのストーブ、まきストーブだけではちょっと難しいということでもあります。ある程度のまきストーブは置きますけども、それだけで間に合うということでもないということで、床暖で最低限の暖房をとりつつ、まきストーブでも暖房をとっていくという形なのですけども、ちょっとペレット、まきストーブだけではあそこ全体の、いろいろ部屋が分かれている部分もありますし、全体の暖房をとっていくということは非常に難しいということで、このようなことになりました。

以上です。

○議長（鹿中順一君） よろしいですか、ほかに。

9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） まず、これは夏になったら結構暑いと思うのですけども、クーラーの設備はついているのかどうか。

それから、建物、川に非常に近いのですけれども、地盤とかそういったところは調査されていると思いますが、大丈夫なのかどうか確認しておきたいと思います。

それからもう1点、これはちょっと杞憂かもしれませんが、春先、結構鉄砲水であそこの小川の川岸が削られたりするのですけども、これちょうど曲がり角というか、上流から来て、川から鉄砲水等が来ると、どーんと流木なんかがこの建物に上がっていく心配、1メートルちょっとぐらいの段差だと思うのですけれども大丈夫なのかどうか、その辺を検討されたのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 近野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（近野幸彦君） 当初クーラーの設置も検討していたわけですが、あそこの指定管理も予定しております森のこだまとも協議しましたところ、夏でもこの図面ではちょっと見えにくいのですが、屋根の下のところ小さな窓がいっぱいついていると思うのですけども、ここが全部網戸で開く状態になっています。この軒先から空気を入れることによって、エアコンがなくても、これでそこそこ十分冷

えるということでクーラーは付けておりません。

それから川に近いということですが、地盤調査は別に委託でやっております。
ある程度基礎等も注意し、その点も踏まえて建設する予定となっております。

春先の鉄砲水ですが、あの川の橋が流れた台風のときの水害のときにも、上段まではまだかなり余裕があったという状態でした。あのときも木材については、上までというか、あそこのり面を削るまでにはいきませんでした。それもここ数年の状況、それからあの台風の状況も含めて上までは上がってこないだろうという判断をしております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 50 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 51 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 51 号 平成 30 年度津別町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

松木住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（松木幸次君） ただいま上程となりました議案第 51 号 平成 30 年度津別町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、第 2 庁舎の解体工事費の追加、庁舎等建設事業に伴う地質調査業務、物品倉庫建設工事費の追加、まちなか再生事業に伴う複合商業施設整備等基本構想策定業務の追加、東岡地区の農業水路等長寿命化工事費の追加、消防庁舎の建設に伴う地質調査業務、基本設計業務で事務組合負担金の追加などを中心に補正予算を組ませていただきました。

それでは、補正予算の条文をご覧ください。第 1 条第 1 項において、歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 531 万 9,000 円を追加し、補正後の予算総額を 59 億 8,823 万 3,000 円とするものであります。

第 2 項及び第 2 条から第 4 条につきましては、後ほど説明をさせていただきます。事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので 7 ページから 8 ページをお開きください。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 財産管理費の庁舎等維持管理経費は、予算流用による流用元補正で、こども園に隣接する公共駐車場の段差の解消修繕に急を要するため予算流用により対応したものです。町有建物等維持管理経費は、社会福祉協議会事務所の移転関連費用として 11 節需用費の燃料で 20 万 5,000 円、光熱水費 39 万 8,000 円、12 節役務費の手数料で運搬料 46 万 3,000 円、電話回線設置 20 万 5,000 円、旧津別保育所の敷地の整備のため 14 節重機借上料で 18 万 6,000 円、10 ページになりますが 16 節原材料費の砂利等で 30 万円の追加です。

なお、戻っていただきまして 8 ページに戻りますが、燃料と光熱水費は使用実績によりまして社会福祉協議会に実費負担をしていただくものです。12 節役務費の手数料の産業廃棄物処理は旧 K ニット施設解体に伴う不要物品の処理費で 162 万円の追加です。15 節工事請負費の既存建物解体工事は、第 2 庁舎と書庫の解体で 1,169 万 7,000 円の追加です。10 ページになりますが、駐車場等整備工事は、旧活汲小学校の玄関前駐車場の外構整備で、泥、砂の建物内侵入を最小限にするための工事で 70 万 2,000 円の追加です。17 節公有財産購入費は、庁舎に隣接する幸町 61 番地 10 と 11 の民有地で敷地面積 419.64 平方メートルの土地を購入するもので 200 万円の追加です。公用車維持管理経費は、事業完了による精査で 90 万円の減額です。庁舎等建設事業は、委託料

で地質調査業務 219 万 3,000 円の追加、執務環境プラン策定支援等業務は新庁舎建設における執務環境の最適化及び効率的な機能移転を実施するため、執務環境の現状調査や新庁舎の執務環境プラン支援、備品や移転プランの支援業務を委託するもので、3年間の事業で後ほど説明いたしますが1年目から2年目の事業は継続費を設定するもので、今年度分として 213 万 3,000 円の追加です。庭木他移設等業務は、旧町長公宅につきましては解体の予定であります、管理されている樹木については新庁舎建設後の外構に利用することとして、イチイ 5 本、モミジ 1 本、石 4 個を移設するもので 39 万 3,000 円の追加です。工事請負費については大変申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。豊永物品倉庫建設工事とありますが、豊永の文字の削除をお願いいたします。物品倉庫建設工事で 1,600 万 6,000 円の追加です。項 2 地域振興費、目 1 企画総務費の地域おこし協力隊事業は財源内訳のみの補正です。まちなか再生事業は複合商業施設等の整備に向けた費用で、視察の旅費で 14 万 3,000 円の追加、委託料の複合商業施設整備等基本構想策定業務は、コミュニティゾーンの複合商業施設等の基本構想で 663 万 2,000 円の追加です。12 ページになりますが、建物補償等調査業務はコミュニティゾーンの民家等 3 件 7 棟分を想定して、298 万 1,000 円の追加です。目 3 企画振興費のふるさと定住促進事業は、住宅新築分が 8 件の申請で不足が見込まれ 290 万円の増額です。目 5 地方創生事業費の大学生との連携によるまちづくり事業は、北海道大学の学生の活動回数や津別高校生の北大での活動が増えたことから旅費の増額と、活動車両経費の精査で 155 万円の増額です。項 3 徴税费、目 2 賦課徴収費の賦課徴収事務経費は、過年度還付金及加算金で、当初予算では 200 万円を予算措置しているものですが不足が見込まれ 100 万円を増額するものです。項 6 統計調査費、目 1 統計調査費の委託各種統計調査経費は 14 ページになりますが、経済センサスの準備消耗品で 1 万 9,000 円の増額です。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費の社会福祉管理経費は財源内訳のみの補正です。障害者総合支援事業経費の負担金は、障害者自立支援給付支払等システムの改修費用で北海道自治体情報システム協議会への負担金で 41 万 1,000 円の増額です。過年度事業超過交付返還金は、平成 29 年度の障害者自立支援給付費、障害者医療費、障害児入所給付費など事業費の実績による清算で国保・道費負担金の返還で

646万5,000円の追加です。介護保険事業特別会計繰出金は、過年度分の低所得者保険料軽減負担金の繰り出しで6,000円の増額です。目4国民年金費の国民年金事務経費は、国民年金システムの改修費で北海道自治体情報システム協議会への負担金で3万6,000円の追加です。目5老人福祉費の介護サービス支援事業は16ページになりますが、短期入所事業で30日超えや上限を超えての利用者等によりまして補助金で29万3,000円、扶助費で19万9,000円の増額です。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の特別児童扶養手当事務経費は、平成29年度事務取扱交付金について、事業費の実績による生産返還で5,000円の追加です。子ども・子育て支援事業は、委託料の体調不良型保育事業、子育て支援センター事業は、基準額の改正によりまして合わせて19万3,000円の増額です。負担金の認定こども園運営費は、認定こども園施設給付費におきまして新規に保育士等の技能経験に応じた処遇改善加算の導入と、現人数による上乗せで679万円の増額です。補助金の認定こども園運営費は、事故防止推進事業、無呼吸アラーム6台購入の補助で13万5,000円の増加です。過年度還付金及加算金は、平成29年度のこども園運営費負担金、子ども・子育て支援交付金の実績による清算で、国費、道費負担金の返還で69万円の追加です。

款4衛生費、項1保健衛生費は17ページから18ページをお開きください。目3環境衛生費の水道未給水地区整備事業は、当初2件分の予算措置をしていたものですが、補助実績と今後の申請、問い合わせもあり不足が見込まれることから300万円の追加です。項2清掃費、目1塵芥処理費の一般廃棄物最終処分場施設整備事業は、交付金や各種届け出について、道との協議が必要なため旅費で8万8,000円の増額です。

款6農林業費、項1農業費、目1農業委員会費の給与費は財源内訳のみの補正です。目4振興事業費の農業水路等長寿命化・防災減災事業は、東岡地区の老朽化した家畜用水施設の送水管等を更新するもので、委託料の調査測量設計業務で1,535万8,000円の追加。工事請負費の長寿命化工事で4,064万2,000円の追加です。事業期間は30年度から32年度の3年間で整備をするもので、排水管延長3,130メートルで総事業費は8,312万8,000円を予定するものです。目5畜産業費の町営牧野管理業務は、相生牧場の陥没箇所や土砂の流出による牧道の修繕のため20ページになりますが、車両借上料で54万1,000円の増額です。

款7 商工費、項1 商工費、目4 消費者行政推進費の消費者行政活性化事業は交付金の追加配分があり、若者・高齢者用のパンフレットを購入するもので8万5,000円の追加です。

款8 土木費、項2 道路橋梁費、目1 道路橋梁総務費の建設機械管理経費は、事業完了による精査で109万8,000円の減額です。目2 道路橋梁維持費の道路維持作業車管理経費も事業完了による精査で14万3,000円の減額です。

款9 消防費、項1 消防費、目1 消防総務費の事務組合負担金は22ページになりますが、美幌・津別広域事務組合津別消防費で2,191万2,000円の減額です。補正内容としては3件ほどありまして、追加項目では2件で、消防庁舎建設地の地質調査業務委託費で219万3,000円の追加と、消防庁舎建設の基本設計業務委託費で1,743万2,000円の追加です。減額項目としては1件で、消防庁舎建設予定地の旧Kニット施設の解体工事費につきましては、6月定例会において補正をしていただいたところではありますが、工事完了が平成31年8月までかかる予定で、事業が2カ年にわたることから継続費とさせていただきまして、6月定例会で補正した解体工事費の総額は1億7,325万円ですが、そのうち31年度分の事業費となる4,153万7,000円を減額するものであります。追加と減額を合わせまして2,191万2,000円の減額です。

款10 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費の小学校施設管理経費は、代替え臨時用務員の2カ月間の臨時雇用によりまして30万9,000円の増額です。

次に、歳入の説明をいたしますので3ページから4ページにお戻りください。款9 地方交付税は一般財源として普通交付税で3,720万6,000円の増額です。

款13 国庫支出金、項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金の施設型給付費は、認定こども園の処遇改善加算の申請による上乘せ分と、現人数での事業費見込みにより446万2,000円の増額です。保育所等事故防止推進事業は、認定こども園の事故防止推進事業、無呼吸アラーム6台購入の2分の1の補助で9万円の増額です。

款14 道支出金、項2 道補助金、目2 民生費道補助金の施設型給付費は、民生費国庫補助金と同様でございます。目4 農林業費道補助金の農業委員会等活動促進事業は、事業精査により12万4,000円の増額です。農業水路等長寿命化・防災減災事業は、事業費に対しまして補助率55%で3,080万円の追加です。目6 商工費道補助金の消費者

行政活性化事業は、追加配分によりまして8万5,000円の増額です。項3道委託金、目1総務費道委託金の経済センサスは基礎調査準備経費として1万5,000円の増額です。

款15財産収入、項1財産運用収入、目2利子及配当金は、女満別空港ビル株式配当金で3万円の追加です。項2財産売払収入、目3物品売払収入は軽貨物車の車両売り払い収入で2,000円の追加です。

款17繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金の公共施設等整備基金繰入金は、庁舎等建設事業に2,072万5,000円。事務組合負担金の消防庁舎建設経費に1,962万5,000円を充当するもので、合わせて4,035万円の増額です。

5ページから6ページをお開きください。地域振興基金繰入金は、ふるさと定住促進事業に充当するもので290万円の増額です。土地開発基金繰入金は幸町の土地購入に充当するもので200万円の追加です。

款18繰越金は、一般財源として前年度繰越金で2,661万4,000円の増額です。

款19諸収入、項5雑入、目5過年度収入は平成29年度子どものための教育・保育給付費負担金、平成29年度介護保険料軽減負担金で4万2,000円の追加です。目6雑入の事故共済金は、地域おこし協力隊の貸与車両に係る2件の事故共済金で33万3,000円の追加です。その他は社会福祉協議会の事務所移転後の燃料、光熱水費の負担分で60万3,000円の追加です。

款20町債、項1町債、目5消防債の消防庁舎建設事業は、旧Kニット施設の解体工事を継続費とすることから、平成31年度事業費分を減額するもので4,150万円の減額です。

補正条文にお戻りください。第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第1表のとおり款、項区分ごとに整理したもので、第1項の補正額及び予算総額となるものであります。

第2条は継続費補正で、1枚ほどめくっていただきますと第2表のとおり2件の事業費を追加するもので、1件目は庁舎建設に関する執務環境プラン策定支援等業務ですが、先の総務文教常任委員会におきましては、委託期間が3年間にわたる事業のため債務負担行為で限度額を設定するものと説明をしたところですが、契約の方法とし

ては先に1年目、2年目の事業について契約をして、事業の進捗により3年目の事業が確定してくるもので、債務負担行為ではなく継続費が適当なものであることから変更させていただきましたのでご了承ください。事業費は416万8,000円、年割額は30年度が213万3,000円、31年度が203万5,000円です。2件目は美幌・津別広域事務組合負担金で、旧Kニット施設の解体工事に関するものですが、事業費は1億7,325万円、年割額は30年度が1億3,171万3,000円、31年度が4,153万7,000円です。

条文になりますが、第3条は繰越明許費補正で第3表のとおり1件の事業を追加するものです。美幌・津別広域事務組合負担金で消防庁舎建設に係る基本設計業務で業務完了が平成31年9月を予定するため繰越明許費として設定するもので、事業費は1,743万2,000円です。

条文のほうになりますが、第4条は地方債補正で第4表のとおり1件の事業について限度額を変更するものです。消防庁舎建設事業で旧Kニット施設の解体工事を継続費としたことにより地方債の限度額も変更するもので、起債総額は7億4,030万円となるものです。

以上、内容について説明いたしましたので、原案にご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） 補足説明をさせていただきます。事項別明細書の10ページをご覧願いたいと思います。補足説明の内容は、中段に記載されております庁舎等建設事業の15節工事請負費の豊永物品倉庫建設工事の豊永の文言を削除するに至った経緯についてであります。8月21日に開催の第16回複合庁舎建設等調査特別委員会におきまして、新たな物品倉庫の建設につきまして9月議会において補正させていただきたいとの提案をさせていただきました。その後、内部で協議し、その建設場所を豊永の農業者トレーニングセンター裏の駐車場とし、8月30日開催の総務文教常任委員会で建設場所を含めその内容について協議をいただいたところであります。その結果を受けまして、その前段に8月27日でございますけれども、当該自治会であります豊永第4自治会長さんのほうにその考え方と設置場所につきましてご相談したところ、私の段階では問題ないと考えるが、隣接する班の方々のご意見を聞く場を設けましょ

うということになりました。9月11日になりますが、中央公民館のほうで自治会の役員の皆さんと豊永第4の8班になる所の皆さんにお集まりいただきまして、建設に至る経過と建設場所、内容についてご説明し、ご意見をいただいたところであります。結論としては、景観の問題が一つ、二つ目には特に冬期間の日当たりの問題からここに建設することは避けていただきたいというご意見となりました。議論の中で建設場所として温水プールに隣接する緑地帯の所では問題ないですよという提案もございました。さらに町のほうとしても検討経過の中でありました除雪センター付近、川に近いほうではなくて除雪センターの道路を挟んだ横辺りに建設することによって水の問題、あるいは降雪時においても除雪センターが近いことによって即除雪も対応可能なのではないかとという提案もいただいたところであります。それらの説明会でのご意見を踏まえて内部で検討したところ、温水プールに隣接する緑地帯の所には、隣接する農地からの暗渠排水のパイプが埋設されているということが確認されました。除雪センター付近の町有地についてもハザードマップ等を確認しながら大雨の時に水にかかる恐れがあるかどうかの確認をしたところ、やはり心配されるという状況になりました。そういったことから、新たな物品倉庫の建設場所を豊永方面に特定することができなくなったということから、このたび事項別明細書の名称から豊永という名称を削除していただくということになったものでございます。まずこの点についてご理解いただきたいと思えます。

なお、現在候補地として有力視し内部で検討し、当該の自治会長さん、そして隣接する町民の皆さんと説明会を予定したいということで考えている所が、緑町の佛願寺様の裏にございます町有地でございます。以前、職員住宅として利用されておりましたけれども取り壊しが完了し、現在更地になっているところであります。まだ不確定要素はございますが豊永ではないということでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前10時59分

再開 午前 11 時 13 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

平成 30 年度津別町一般会計補正予算（第 4 号）について質疑を許します。

8 番、巴光政君。

○8 番（巴 光政君） 2 点ほどちょっとお伺いしたいと思います。ページで言えば 10 ページの土地購入の関係、幸町の南側、当初予定していた土地だと思えますけども、この土地の評価額等の関係をちょっと教えていただきたいと思えます。

もう 1 点は、物品倉庫の建設工事、場所は緑町ということで先ほどお伺いしましたけども、建物の大きさといいますか面積、それと緑町の所であれば面積的に大丈夫なのか、その辺 2 点お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） まず 1 点目にございました 10 ページの土地の購入の関係でございませうけども、これまでの委員会、あるいは特別委員会の中で協議しています土地ではないということで、まずご理解いただきたいと思えます。「ご湯づくり」というお風呂の所と役場との間に 1 本町道が入っていますけども、道路を挟んで向こう側のほうの町有地でございませう。場所についてはそこでございませうけども、評価額については 4,700 円という内容でございませう。面積は先ほど松木主幹のほうからありましたけども 419.64 平米ということでご理解いただきたいと思えます。

もう一つ物品倉庫の関係でございませう。基本的な考え方として、現在、平成 3 年に建設されています物品倉庫、豊永の裏のほうに河川敷に近いほうにあるわけでありませうけども、同様の木造平屋建てのものを考えております。面積は 198.35 平方メートルということですので。面積はそういうことで平屋の建物でございませうけども、横の長さが 21 メーター程度、奥行きが 9 メーター程度、高さが一番高い所で 7 メーターということで片屋根の建物を考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 8 番、巴光政君。

○8 番（巴 光政君） 最初の土地の関係はわかりました。あと物品倉庫の関係で緑

町の面積というのは。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） 答弁漏れで申し訳ございません。詳しい面積は押さえていないのは現状でありますけども、建物の大きさから比較して、ほぼ4戸から5戸ぐらい建てられるぐらいの広い面積になっているという状況でございます。先ほども申し上げましたように奥行きが9メートルの片屋根ということからいきますと、やはり冬期間の積雪による落雪のことを考えた場合、それ相応の面積が必要という考え方を持っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） 幾つか質問させていただきます。10ページの先ほど出ています17節の公有財産購入の土地の関係でございます。この土地の使用目的を改めてお願いしたいと思えます。

あと、その下段の工事請負費、今出ました物品庫ですが、大きさなどの規模については今お話を聞いたところでわかったのですが、どのようなものを入れるのか、また今旧Kニット解体ありますが、そこのものが中心になるのか、あと当然入れたものが当然今度庁舎建設の後にまた移設する可能性がそこから出てくるのか、そのことについてもお願いしたいと思えます。

あと、まちなか再生事業、その下段の9節の旅費、視察の内容について教えていただきたいと思えます。

あと13節の委託料、複合商業施設整備等基本構想策定業務、この業者選定並びについてまでこの業務に携わるのかということをお願いしたいと思えます。

12ページの建物補償等調査業務、この業者選定とこの内容を詳しくちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） まず10ページ、一つ目にございました土地の購入目的でございます。基本的に庁舎完成した後におきましては、職員の駐車場という形で考え

ております。片側に 15 台、向かえ合わせで 30 台の使用が見込まれていると考えております。庁舎の建設途中におきましては林業研修会館の駐車場がまるっきりなくなります。そういった意味では建設過程においても有効に利用できるものと考えております。前段のほうで触れました完成後の職員の駐車スペースでございますけれども、現在の土地の中では不足する、場合によっては雪の冬期間の堆積場所になることも十分想定されるだろうというふうに考えていることを付け加えさせていただきたいと思っております。

次に、新たに建設する物品倉庫、何を入れるのかというご質問でございました。現段階で把握しておりますのは、これから取り壊そうとしております社会福祉協議会が入っております第 2 庁舎、ここに各種設計図書、図面等が入っております。それと庁舎の東側のほうに水防倉庫がありますけれども、防災に係る物品資材が多数入っております。そこの横には P A の倉庫といわれておりますけれども、イベントに係る音響設備のものが入っております。こういったものが今後庁舎を建設する、あるいは J A の事務所を建設する用地として確保するにあたって取り壊しを予定していることから、移設が求められるという物品が多々あるという内容であります。加えて来年以降の取り壊しになるわけでありまして、旧町長公宅内には庁舎の周りを除雪するための除雪機も入っておりますけれども、その保管場所がなくなる。あるいは公用車車庫を取り壊すことによってタイヤ等の保管場所がなくなるということでございます。このたび急な新たな物置を建設するに至った大きな引き金になったのは、津別ハイヤーさんの仮事務所がこの議事堂の 1 階になることによりまして、これがお盆前後して方向付けされたわけでございます。ここには大きな議会ワゴンという車であったり 10 人乗りの車もありますが、車のほかにスペアタイヤ、さらにはこの間行き場所に困っていた選挙にかかわる投票箱を含めて選挙物品が詰所のほうにあります。そういうようなことを含めまして、これは来年の課題になるわけでありまして、努めて既存の空きスペースで対応していきたい考えでありましたけれども、そうはならないという結論に至りました。もう一つ加えて旧友楽園の所についても移設場所として考えていたところでありましたけれども、消防庁舎の建設が旧 K ニット敷地隣接の町有地というようなことで明確になりました。そのことによって建設過程においても緊急車両の通路が確

保されなくなるということで、いち早く、来年の予算になりますけれども旧友楽園も取り壊し、緊急車両の通路として確保しなければならないということで手狭になったというようなことをございます。もう一つございました新庁舎を建設後、移設、移動はあるのかということでございましたけれども、基本的にそういった影響がないような、不合理を起こさないような形で入れるものについては特定していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（森井研児君） それでは私のほうから、まちなか再生事業の旅費のほうについてまずご説明させていただきたいと思います。昨日、町長のほうで一般質問で答弁させていただいたとおり、民設民営を基本としつつ、幅広くいろんな方策を検討していく必要があると考えております。そのようなことから道内の先進的な取り組みをされてきている地域を2泊3日、5名で予算を組ませていただいております。具体的には、民設民営といいますがさまざまな形があります。一つは、昨年、道外の視察に行ったときに見ました紫波町に近い形なのですが、純粋な民設民営のような形で行っている、これが道央地区、人口規模は違いますが恵庭でそういう事例があるということです。それと津別以上に人口減少に苦しまれておられるということで、空知地区、昨年、総務文教のほうで視察も行かれたというふうに思いますが、沼田町と近隣の北竜町、こちらに行って来ようかなと思っております。これらは民設民営ではあるのですが一部大手とタイアップして組まれていたりとか、あとは第三セクターではありませんけれども、まちづくり会社のような形で取り組んでおられたり、参考になる部分が多いというところを見てこようというふうに考えております。もう一つ最悪の事態と言ってはあれですが、公設民営のような形で取り組むところも見ておく必要があるだろうというところで、同じ管内ではありますけれども滝上のほうに行って見て来ようと現時点では考えております。受け入れをしていただけるか、あとスケジュールが合うか、そのようなことで検討していますが、幅広くいろいろ見て来ようと考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（加藤端陽君） 私のほうからまちなか再生事業に係ります委託料

についてのご説明を申し上げます。まず複合商業施設の基本構想策定業務ですが、こちらに関しましては昨日の一般質問での答弁にもありまして、いわゆる運営される方がまだ決まっていませんし、また整備する方、管理をする方も決まっていません。これらをどのようなスタイルに組み上げていくのかということ半年かけて検討していくという業務になります。あわせてどのような運営スタイルと同時に、どのような補助金が考えられるかということも含めて検討をしていく業務になります。

また、12 ページの建物補償等調査業務ですが、こちらは説明にもありまして、おり民間の所有地3件と7棟の建物、こちらの移転補償について行う業務でございます。両業務とも業務される会社といたしましては、まちなか再生基本計画の策定に携わっていたコムズワークさんを予定しております。こちらに関しましては、いわゆる1年間ずっとまちなか再生に係る業務に携わっていただいていたと同時に、これは地権者さん、いわゆる運営者さんになる方や建物補償に関係する地権者さんの面談もやっていて、今後業務をする上では非常にスムーズにいくという観点で随契というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） 何点か絞ってお聞きしたいと思います。17節の土地の件でございますが、前回、複合調査の建設の説明では職員の駐車場をおおむね70台見込むということで、駐輪場も合わせて大体100台という合わせた形で提示されておりました。私も民間でございますので、どちらかといえば今後必要になるようなものがあれば、そういうものは買える機会に買ったほうがいいという考えは基本的に持っているのですが、今聞いたところによると駐車場に使う、今度建設のときの場所が手狭になるというような話でしたので、おおむね完成後は駐車場になるのかなと。そうすると25台足された感じで95台ということで、その部分が当初の複合化の計画の中で、この前回の8月21日の特別委員会のときは、この説明でなんとなく足りるという説明でしたので、その部分の考え方について、そういう利用価値のある土地を今後検討していくことにつながるという話なので、この1件だけではなくて、そういう考えについてお聞きしたいと思います。

あと、今まちなか再生の部分の業者についてはコムズワークという話だったので、その業者についてはわかったのですが、一つこの12ページのほうの補償等の業務、今聞いていますと3件、まちなかのここにかかわってくる民有地の部分を取り上げられているのですが、昨日の一般質問でも当然そこは含まれているということなのですが、場所としての選定として何かその一角ということで、その部分限定でもなかったということで、今この基準というものがその3件だけの適用のものなのか、もちろん国や道の基準などもございますので、今後そういうことを適用するための町全体的なルールをつくろうとしているのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） 土地の購入の関係でお尋ねがありました。これまでの説明との考え方との相違の部分が新たに土地の購入ということで出てきたので、どのような整理をしているのかということかなと思います。それでゾーニング案の中では庁舎に隣接しまして当然のことながら駐車スペース、そして図書館のスペース、緑地のスペースとありますが、それがどのような形で配置していくか、あるいはどの程度の面積を確定していくかということは、まだ非常に不明瞭なところがございます。しかしながら、この間の庁舎の運営の上では来庁者の駐車場については十分に確保し、あるいは職員の駐車場についても一定程度定まった所に確保すべきというようなことで台数を確保したところでありますけども、そこに不足するからというよりは、より限られた現在の庁舎あるいは議会議事堂のある敷地を有効に活用していく上では、隣接する民地を購入し、職員の駐車場として多少不便でも、ちょっと離れていても購入していくことによって、先ほども若干触れましたが降雪時の雪の堆積場、そういったことを含めて考えていったときに、限られたスペースが有効的に活用されるのではないかというようなことから購入に至った経過ということをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（加藤端陽君） 建物補償等の調査業務ですけども、ご指摘のとおり今回できちっとしたルールをつくろうという考えでおります。今回の土地の補償に関しましては、どちらかといえば道路拡張とかと違いまして、いわゆる民設民営を目

指しているいわゆる複合施設、複合商業施設の建物に対しての土地を購入したいということで若干性格が違うということで、町としても初めてのケースということで、今回しっかりしたルールづくりをして、今後もあり得るかもしれないというまちなかの土地の収用に関して一定のルールをつかって今後もしっかりと対応するようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） 1点だけ、そのルールについて検討した結果、そのルールを策定した後は議会並びに委員会などで検討されたものが対象になるということによろしいのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（加藤端陽君） そのように考えてございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） 1点確認させていただければと思います。10ページの執務環境プラン策定支援等業務なのですが、こちらの中身を教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） 中身的にはちょっと大きなくくりでいきますと、まず現在の執務室の現状がどうなっているかということを専門の業者のお力をいただきながら分析したいと考えております。庁舎内に150人から職員がいた当時のものを今100人ちょっと切るぐらいで使っています。広いか狭いかというと窮屈な状態です。それは不要な物がたくさんあるからだということでございます。そういった意味で新たな庁舎を建設し、そこに事務室を設ける場合こういったものが一般的に近年の状況では適切なのかどうかという利用計画を策定してもらうのが大きな二つ目です。三つ目には執務のスペースプラス配置する物品、こういったものを置こうとしているのか、現在31年度の事業の中で考えているところでありまして、書類の保管については現在のような簿冊ではなくてファイリングシステムに移行していきたいという考え方を

持っています。そうすることによって保管庫を最小限にとどめるということ。あるいはコピー機をパソコンのプリンターと併用することによって面積を減らすことができる。そういった先進事例の例を見ながら現状分析が一つ。二つ目にはどうあるべきなのか。どういった備品を置くのか。こういったところの現場としての考え方を伝えるとともに、プロパーのご意見もいただきながら一定程度煮詰めていく。もう一方で11月からは基本設計の業務が入ってきます。基本設計の業者からは、どういう執務室にしたいんですかということ問われる可能性がありますが、限られた面積の中でありまして、執務室に大きな面積をとることが適切ではないと考えています。そういった意味で特に庁内の検討委員会の中の作業部会、主査職、主任職が中心でありますけども、今後の事務のあり方を含めて検討していく大きな素材としながら議論をしていくということで、業者から求められたときに執務室についてはこのように考えますということ提案できるものを煮詰めていくところが最大の課題であります。それが実施設計に移る31年の事業、32年度は実際に物品の購入に入っていきます。そういったことでわかりやすく言えば、こういった物を置きたいというふうに考えていたけども、どうも既製品では入り切らないというような失敗がないような形でのアドバイスもいただく。さらに合理的な引っ越しについてのご指導もいただくと、アドバイスをいただくということで、特に民間会社では停滞の許されない、今日まではここで事業をやって明日からはこっちというようなことに卓越したノウハウを持った業者の意見をいただきながらスムーズな庁舎の建設、スムーズな新しい庁舎での事務執行ができるように万全を期していきたいという内容のものでございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） 2点ほどお聞きしたいと思います。10ページ、複合商業施設整備等基本構想策定業務についてですが、こういった構想を今度つくっていく場合に新たに町民の意見を聞く組織を設けて一つ一つ検討していくというような考え方を前に町のほうから示されたと思います。今回、商業施設に関して住民の意見の反映というかそういう部分について検討組織を立ち上げるのかどうか。今現在庁舎の審議会町民代表でつくっていますけれども、構想の段階で審議会をつくるのが本来の形だと思

いますけれども、今だとダブってしまいますし、それだけの人員を確保できるかということもあると思います。どのように考えられているかお聞かせ願いたいと思います。

それから2点目、12ページ、大学生との連携によるまちづくり事業で、普通旅費170万7,000円の補正がございますが、これがどういった経緯でどういった内容になっているのかお聞きしたいと思います。また大学生の連携によるまちづくり事業、今回は北大とやっているわけですがけれども、これの到達目標というのはどうなっているのか、例えば筑波と3年間やるときはまちなか再生事業ということで、これは一つの目標到達点がありました。今回、これ筑波と終わって、北大のほうとコネクションができたからやってみようと、ある意味で言い方を悪く言えば行き当たりばったりですね。このまちづくりについて、いったい何を新しい官学連携という形で何かを見出したいのか、一体どういう目標をもってこれを行っているのか、またこれが今度3年間終わったらまた別の大学に行くというのでは私はちょっと違うのではないかなと思うので、この際お聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（森井研児君） では、お尋ねの複合商業施設の関係になりますけれども、まず今回お願いしているのが基本計画ではなくて基本構想ということにさせていただいています。まず計画に入る前のいろいろな情報を整理する部分と、基本的なものを見定める部分というふうに考えております。これが進む中で民間の方の土地の問題も含めていろいろなものが見えてくるのかなと思います。その中では民設民営でいけるのか、民設民営でいけず公設民営にならざるを得ないのか、いろんな形が出てくるかなと思いますので、その方向性に応じてまた議員の皆さんにも相談させていただいて、今後どのような方法で計画を深めていったらいいだろうかということをしかるべき時期にまた相談させていただくことを現時点では想定しているところです。

それと大学生の関係になりますけれども、これは前回両委員会でも資料もお配りしているところですがけれども、今まで16名程度の学生が昨年までは津別に2泊3日程度やって来て、そこの中で限られた時間でいろんな提言をして帰っていくというようなものでしたけれども、今年度はかなり積極的に学生の皆さんも検討していただいて、お話ししたとおり北大マルシェ班、あと若者議会班、あと津別町留学班というような名を

打っていますけども、三つのグループに26名の学生が来ていただいてロングランでちょっとかかわっていただくような形になっています。そのような形でまず来る回数が増えたというところと、来る人数も増えたというところがまず旅費の膨らんでいるところではあります。

それと、昨年までは筑波大学の高大連携という形で行いまして、一つのグループを筑波大学に派遣するという部分があったのですが、それと同じようなものがないかということで、これも大学のほうに町のほうからお願いしたところなのですが、北大マルシェという形で現地で販売もするというところで体験はできるのですが、若者議会班のほうも何とかオープンキャンパス的に大学を見る、感じるというところも含めて現地に赴いて、現地で会議を行うというものも含めて派遣することを考えています。そのようなことで高校生の旅費も膨らんだというところで、今回大型のちょっと補正となりまして申し訳ない部分はあるのですが、3月の議会では幾人かの議員の皆さんからも積極的にこの部分進めてほしいというようなご希望もありましたので、大学生に働きかけたところ、このような形になったということでご理解をいただければと思います。

それと、もう一つの今後の到達するゴールというところなのですが、筑波大学は3年間という期間限定でスタートの時から示されておりましたが、今回は逆に学生の自主的な活動という部分も色濃くありますので、逆に言うと期限が切られておりません。半永久的にというか末永くというか、そういう関係も築けないこともないというふうに考えております。長く取り組むことで関係人口がより増えていくというところもあります。あと津別高校との関係も含めて人材育成という部分ももちろん取り組んでいけるかなと思います。それと、あと地方のまちづくりに深く大学生も関与したいというような意味合いもありますので、インターンシップに近いような学生とのやり取りができるのではないかなと考えています。逆にこの部分、この分野を具体的に改善するためにこの期間で取り組んでほしいというような明確な目標を今現時点では見出せるものではないのですが、逆に言うと長く取り組むことで学生であった人が5年、10年すると社会人経験を経て社会人として津別のまちづくりに関わってくれる、もしくはより欲を出せば津別に移住してくれる、そのようなところまでなん

とか続けていければなど現時点では考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） 今の大学生との連携によるまちづくり事業のほうなのですが、これについては予想に近い答弁が返ってきました。今の時点で、やはり答えが出るものではないのですけれども、常に到達目標というか、目指すものを考えて事業を進めていかないと、ただただと交流事業を続けることになってしまうと思います。ですから貴重な財源を使っているわけですから、やはりそこに成果品を求めなきゃいけないと思うのですよね、だからその成果品を求めるために今こうやって北大の学生たちと交流をして、津別高校の生徒たちにどんなメリットが出てくるか、大学生にとってどんな形の交流が望ましいのか、またそれが津別町自体のどんなメリットにつながってくるのか、そういったことを常に目標として考えて、問題意識を持ってこうした事業を進めなければ、結局事業が終わって、ああ交流してこんな結果でした、こんなことが生まれただけで終わってしまうような気がします。きちっとそこを担当として考えていただきたい。

それから1点目のものは、答弁の内容が違っていると思います。私は議員に対する説明を求めたのではなくて、町民の方の意見をどのようにこの構想に反映していくのか、そのための組織づくりはあるのかということをお尋ねしたのであって、今の答弁では違うと思いますので、もう一度お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（森井研児君） まず1点目の町民の意見を聞くということですが、純粋に民設民営となった場合と公設民営となった場合、町民の皆さんの意見の聞き方がまた変わってくるかなと考えています。そんなことで今完全に聞きますというふうなことが言い切れる状況ではありませんので、そこら辺も含めて議員の皆さんの意見も聞きながら、町民の皆さんからどういう意見を聞くべきかということも判断をさせていただければということで先ほどお答えさせていただいたつもりになります。ある程度、今まで行ったアンケートで大まかな買い物環境に関する皆さんの無記名での本当の気持ちというのはアンケートの中で吸い上げできているのかなと思います。逆に具体的な事業者さんもいる中で、面前で言うことが難しいという部分もあ

ろうかなという気もしているところです。そのようなことで、これから進む中でまた議員の皆さんとも相談させていただきながら町民の皆さんからどういうふうに意見を聞いていくかというところをもう少し時間がたったところで、しかるべき時期に判断させていただければというふうに考えているところです。

あと大学生の部分につきましては、佐藤議員がおっしゃったものをしっかり受け止めて、ただやるだけというふうにならないように、しっかりと毎年度、毎年度と単年度ごとになってしまうかもしれないですけども、目的意識を持って進めていければと考えています。昨年までの高大連携に続く大学生と高校生との対面型のワークショップというのでしょうか、その部分は人材育成の部分はしっかり進めていきたいというところではありますし、そこで出された意見が今年度でいうと総合計画での高校生の意見の一部として反映させられるような、そのようなイメージも持っているところです。その他は、まちづくりに関する全体をコントロールするのは、その部分を学生に求めるのは非常に厳しいかなと思いますけれども、場面、場面で津別がこのように困っているので何かいい考えがないかなということを相談しながら事業、計画も一緒に進めているところでもありますので、毎年だらだらとならないようにしっかりと目的意識を持って進めていきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） 最後に確認したいのですが、基本構想策定業務、この中である程度方向性、幾つかの方向、幾つかの選択肢を持ったまま構想をつくるのかもしれませんが、この構想ができ上がった後に町民の検討組織なりをまたつくって、基本計画をつくっていく考えだということでもいいのかどうか、私の考え方で正しいのかどうかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから学生のほうについては了承いたしました。できれば北大を卒業して津別で働きたいと言っていた方が出るように、また担当としても北大側へのアプローチもしっかりお願いしたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（森井研児君） まず複合商業施設の関係ですけれども、これからいろいろな準備を進めていく中で、ある程度方向性が見えた段階で中間報告になるか

もしもありませんけれども、全員協議会のような形か、もしくは特別委員会の中か、議員の皆さんにまず中間で相談、協議させていただく場を持つべきではないかと自分では考えています。最終的にこれでいいでしょうかということにならないように逐次協議の場を持たせていただければというふうに現時点では考えています。あと北大のほうにつきまして、議員にも言っていただいたように、これからも引き続き目的意識を持って続けていきたいと考えておりますけれども、北大の学生さんが津別の中をこれからいろんな形で訪問することになりますけれども、一町民として、もしくは議員の立場として、もしくは我々としては職員の立場としてでも温かくいろんな形でかかわっていただいて、関係人口増加にご協力いただければと思いますので、よろしく願います。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 10ページの複合商業施設の整備等の基本構想の関係でお伺いしたいと思います。いろいろ今質問の中でお答えいただいたのですが、行政報告の中でもまちづくりの会社を立ち上げるということで2名の方が着任して進めるというふうに報告を受けております。この中で地域消費者事業というのですか、それと定住促進だとか起業を含めた事業をこのまちづくり会社で基本的にやるということになっておりますけれども、この複合商業施設関連にこのまちづくりの会社がかかわるのかどうか、それあたりについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（森井研児君） 今のご質問ですが、現時点で具体的なものは、これもまちづくり会社自身も事業計画を作成中ですので、そんなに固まったことは申し上げることはできないのですが、ただ、かかわりを持って相乗効果が発揮できるような、そのような方向が見出せるのであれば一緒になって取り組みの一部を担ってもらえるような、そういうこともちょっと想定はできるのではないかなと考えています。いかんせん、まだまだスタートもしていないという会社になりますので、そのような数年後、もしくは来年、再来年の目標としては持ちつつ、進める思いはありますけれども、まだどのような形でかかわる、絶対かかわるといふところまで現時点

申し上げ切れないということになっていきますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） まちづくりの会社の立ち上げにいろいろ町のほうから考え方について説明があったのですが、ふるさと納税の関係にもかかわると。ご存知のとおり総務省は、ふるさと納税については、返礼品は30%以内と厳しい指針で臨むということを今打ち出しているようなのですが、このまちづくりの会社がこのふるさと納税含めた事業で展開するとなると、なかなか厳しいものが将来的に出てくるのではないかと思います。かつ、まちづくりの会社の統括マネージャー含めて、これから町の中の事業所含めて訪問して、これあたりのまちづくりについて説明をされて出資を受けるという形でやろうとしておりますけれども、この商業施設というのは住民とのかかわりが非常に強いということから、この地域商社事業、それと絡めて進めたほうがより住民との接点含めて深くなるし、将来的にこのまちづくりの会社が運営管理に当たるかもしれませんけれども、それあたりを視野に入れた物差しで連携を取りながらやったほうが望ましいのではないかなと思いますけれども、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（森井研児君） 今もご質問いただきましたけれども、できれば議員の言っていたとおり、まちづくり会社が活力みなぎる活動をしつつ、この複合商業施設の一翼を担うというのでしょうか、そのような形でできれば理想形かなと考えています。ですから念頭の中には常に置きながら進めたいというふうには考えていますけれども、いかんせん複合商業施設の仕組みも運営形態も全く見えていない段階になります。あとまちづくり会社も今鋭意事業計画を策定中というところもありますので、なんとか念頭に置きつつも、そのような状況であるということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） まず委託料の関係で執務環境プラン策定支援等の業務委託があります、この中身についてお聞きしたいと思います。

それと今、各議員から質問ありました複合商業施設の整備の策定業務ですけども、この関係はやっぱり利用する町民が利用しやすいというか、そういう関係がないと、せっかくつくっても、町民の利用があまりできないという形になるとまずいと思いますので、やはりこれは今計画策定だからよろしいのですが、実際に進むようになるとそれなりに町民の意見を十分に反映して、町民が大いに利用してもらえる施設になる必要があると思いますので、その辺は十分留意していただきたいと思いますので、そこら辺について考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） この関係では、先ほどの質問の中でも少し答えた部分があるのですが、まず本年度については現状の執務環境がどうなっているかの分析をさせていただきたいと、これが大きな一つ。二つ目には、どのような執務環境にしていくべきなのかという計画を練りたいというのが二つ目。将来的にどのような物品をどのように配置するかというような検討を進めていくためのアドバイスをいただく、これが大きな三つでありまして、これを何とか3月までに仕上げながら、その議論経過の中で11月には庁舎の基本設計も始まります。その委託業者のほうとも連携を図りながら、卵が先なのかにわとりが先なのかの話でありますけども、限られたスペースをいかに有効に、しかしながら先の特別委員会の中でもありましたように、こんなに余裕のあるスペースが必要なのですかというようなことが指摘されないような、そういう執務環境を煮詰めていきたいと、そのためにプロパーのほうからご指導いただきながら庁内の検討委員会と連携を図りながら、そのプランを煮詰めていく、その支援業務でございますのでよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（森井研児君） 複合商業施設の関係になります。乃村議員の言っていたとおり、今までのアンケート調査の中でもかなり多くの買い物環境、もしくはスーパーマーケット機能に関する意見はちょうだいしているところです。そこら辺も踏まえて利用しやすい買い物機能、ここを大前提としてどのような方向になるかはまだわかりませんが検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） 執務体制の関係なのですけれども、新しい庁舎ができてそこに対応するような形になるんだと思いますけれども、現在庁内でも体調を崩す人が結構いるようです。それらについても対応できるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） 執務環境のほうに重点を置くわけでありまして、職員玄関から入ってきたロッカースペース、休憩所、そういったことにも十分配慮しながら職員にかかわる部分について検討していきたいと。また、もう一方では当然のことながら、そのサービスを受ける町民の側から見た執務スペースがどうなのか、そういった意味で多方面から検討していきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） ちょっと2点について参考までにお聞きします。1点目は12ページのふるさと定住促進事業の関係であります。これ見込みで290万の予算を組んでいますが、この内容についてお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、18ページ、水道未給水地区の整備事業の関係、これは当初200万の予算でありましたが、ここで300万の今後の見込みということではありますが、この内容について説明をちょっと伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川 篤君） 12ページのふるさと定住促進事業、290万の補正でございますけれども、当初予算は昨年着工して本年完成した部分が5件ありまして、今後見込みですけれども3軒の申請が見込まれますので、290万の補正をお願いするというものでございます。

18ページの水道未給水地区整備事業、これの300万円の追加でございますが、本年2件分について既に支出が終わっております。それで今、井戸の掘削等も含めて4件のお話がございます。それで12月の補正を待ちますと、すべてそういう予算が足りなくなる恐れがありますので、今回300万円を追加補正させていただくものでございま

す。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 51 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 59 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第 52 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 52 号 平成 30 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいま上程となりました議案第 52 号 平成 30

年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について内容のご説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、平成29年度の超過交付金の返還金の補正となり、それに伴う歳入補正であります。補正条文第1条第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に1,967万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億970万9,000円とするものです。

第2項については後ほど説明いたします。

はじめに歳出からご説明いたしますので5ページ、6ページをお開きください。款9諸支出金、項1償還金及還付加算金、目3償還金で、前年度の額の確定に伴い療養給付費等負担金の返還分で1,714万8,000円の追加です。目7療養給付費等交付金償還金で退職者医療分の療養給付費等交付金の額の確定に伴う返還金で192万6,000円追加です。目8特定健康診査等負担金償還金で、特定健診国等負担金の返還分といたしまして48万9,000円の追加です。

次に、目9その他償還金で、高額医療費共同事業負担金の額の確定に伴い、その他償還金で11万1,000円を追加いたします。

続いて歳入の説明となります。3ページ、4ページとなります。款4繰入金、項2繰入金、目1国保基金繰入金は、歳出でありました平成29年度療養給付費等償還金に充てるため同額を基金から繰り入れるものでございます。

それでは前の補正条文に戻っていただきまして、第1条第2項は、ただいま申し上げましたそれぞれの補正額を次ページ第1表として款、項ごとに整理させていただきました。

以上、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号

○議長(鹿中順一君) 日程第9、議案第53号 平成30年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹(千葉 誠君) ただいま上程となりました議案第53号 平成30年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。補正の理由につきましては、歳出では平成29年度の交付金負担金の精算に伴います、介護給付費準備基金積立金及び国庫支出金等償還金の追加、歳入では、平成29年度の交付金、負担金の精算に伴います交付金、負担金、一般会計繰入金の追加及び介護給付費準備基金繰入金の追加を内容とする補正であります。平成30年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)条文の第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ626万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ5億6,538万9,000円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明を申し上げます。5ページ、6ページをお開きください。款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金、節25積立金、介護給付費準備基金積立金におきまして、平成29年度の介護給付費交付金等の精算に伴います追加交付分の積み立てとして介護給付費準備基金で163万2,000円の追加。

款5諸支出金、項1償還金及還付加算金、目2国庫支出金等償還金、節23償還金利

子及割引料、国庫支出金償還金におきまして、平成 29 年度の介護給付費負担金等の超過分としまして介護給付費等負担金超過交付金償還金で 463 万 4,000 円を追加し、歳出合計で 626 万 6,000 円を追加するものです。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。3 ページ、4 ページをお開きください。款 3 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金、節 2 過年度分で平成 29 年度交付金の精算交付分としまして 55 万 1,000 円の追加、目 2 地域支援事業交付金、節 2 過年度分で平成 29 年度交付金の精算交付分としまして 31 万 6,000 円の追加であります。

款 4 道支出金、項 1 道負担金、目 1 介護給付費負担金、節 2 過年度分で平成 29 年度負担金の精算交付分としまして 75 万 9,000 円を追加するものです。

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 5 低所得者保険料軽減負担金、節 2 過年度分で平成 29 年度の軽減負担金の精算交付分といたしまして一般会計からの繰り入れ分 6,000 円分を追加、項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金、節 1 介護給付費準備基金繰入金で、平成 29 年度の介護給付費負担金等の超過負担分償還分として 463 万 4,000 円を追加し、歳入合計で 626 万 6,000 円を追加するものです。

それでは 2 ページほど戻っていただき、補正予算の条文となりますが、第 1 条第 2 項におきまして、ただいま説明いたしました内容を款、項ごとに次ページ第 1 表で整理をさせていただきました。

以上、ご説明申し上げます。

ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 53 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、認定第1号 平成29年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第15、認定第6号 平成29年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6件は、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10、認定第1号 平成29年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第15、認定第6号 平成29年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6件を一括議題とします。

お諮りします。

これら6件については、会議規則第39条第2項の規定に基づき内容の説明は省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までの6件の内容の説明は省略することに決定いたしました。

監査委員の意見書は別紙配付のとおりでありますのでご承知おきください。

お諮りします。

決算審査をどのような方法で行うか意見を求めます。

4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） ただいま上程となりました決算認定のための審査については、

例年同様、議長及び議会選出の監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これら6件を付託の上、次期議会までの閉会中の継続審査とすることを希望し、動議といたします。

(「賛成」の声あり)

○議長(鹿中順一君) ただいま乃村吉春君から一般会計ほか5会計の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これらの6件を付託の上、次期議会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがって、ただいまの乃村吉春君の動議を議題といたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までの6件の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら6件を付託の上、次期議会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議は可決されました。

決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員を指名いたしたいと思います

また、地方自治法第98条に基づく検閲検査ができるものとします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました諸君を決算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時 12分

再開 午後 1時 21分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、事務局長より諸般の報告をさせます。

○事務局長（松橋正樹君） 諸般の報告を申し上げます。

休憩中に第1回決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の選出が行われました。委員長には巴光政議員、副委員長には高橋剛議員が選出されましたのでご報告申し上げます。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎意見書案第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、意見書案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] 議長のお許しをいただきましたので、意見書案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について一部読み上げて提案しますので、皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

本道の森林は全国の森林面積の約4分1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されております。これらの機能を十分に発揮するためには、森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。各自治体においても森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成31年度に創設さ

れる森林環境譲与税（仮称）を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実の推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて、施策の充実・強化を図ることが必要である。よって国においては次の措置を講ずるよう下記の2項目についても強く要望する。地方自治法第99条の規定により意見書を下記の衆議院議長以下、各大臣に提出するものであります。

皆さんの賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、意見書案第6号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君）〔登壇〕 ただいま上程になりました意見書案については、文面を読み上げ説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

北海道は、広大な大地を有し、全国を上回る急速な人口減少と高齢化が進む中、住民の移動への対応が喫緊の課題であります。

国は、平成28年7月、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、同年11月に中間報告書をまとめ、また規制改革推進会議においても、一般のドライバーが利用客から運送対価を取って自家用車で利用客を送迎する、いわゆるライドシェアの本格導入に向けた検討を進めている。

ライドシェアは、普通第二種免許や運行管理者の配置も不要とされるなど、道路運

送法で禁止されてきた、いわゆる白タク行為を合法化するものであり、また、需給状況やドライバーによって運送対価が変動し安定したサービスの提供が困難であることや、24時間稼働の保証がなく、特に女性や高齢者の夜間利用が不便・不安になること、事業主体は一切運送に関する責任は問われず、紛争等は当事者間での解決となること、他国では自動車配車アプリを運営する事業者と登録するドライバーとの雇用関係の有無や地位確認等で集団訴訟が提起されていることなど多くの問題点が指摘されている。

ライドシェアが無秩序に地域で展開されれば、結果的に利用客の利便と安心・安全が担保されない事態が常態化する恐れがあり、タクシー事業ばかりでなく、路線バスや貨物、鉄道を含めた地域公共交通の存立が危機に陥り、地域経済にも深刻な影響を与えかねない。

国においては、地域公共交通の重要性や地域の取り組み状況にかんがみ、現在一部の地域において実施されている高齢者等の交通手段に配慮した特例制度を堅持しつつ、さらなるライドシェア推進については、慎重な審議を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先については、衆参議長ほか下記に書いてあるとおりであります。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、意見書案第7号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

1 番、篠原眞稚子さん。

○1 番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 意見書案第7号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書を提出したいと思います。

一部読み上げて説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

平成29年4月に公表された文科省「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）」において、厚労省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当する教員が、小学校33.5%、中学校57.6%に達していることが明らかになりました。

このことから文科省は、中央教育審議会に教員の時間外勤務の改善策の検討を諮問し、中教審は「学校における働き方改革特別部会」を設置し、昨年12月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」を公表しました。

今国会において「働き方改革」が重要な課題になっており、その解消に向けて「労働基準法」の改正案が議論されている。学校における「働き方改革」を進めるにあたり、まず教育職員に係る勤務時間管理の根幹をなす「給特法」についての論議がなされ、何より「給特法」は、労働条件に関する最低基準を定めた「労働基準法」の一部適用除外を定めた法律であることから、ことさら厳格な運用が求められるものであり、法と実態が乖離、また趣旨が形骸化している現状の改善なくして学校現場の働き方改革は成し得ない。

こうしたことから、教育職員の長時間労働解消に向け、実態と乖離している「給特法」の廃止を含めた見直しを行うよう強く要望します。

提出先については下記のとおりですが、衆参の両議長、総理大臣、文科大臣、厚生大臣となっています。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 意見書案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、意見書案第8号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第8号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書について一部読み上げて提案しますので、皆様のご理解よろしくお願いいたします。

2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約64万人とされ、いまや自治体職員の3分の1が臨時・非常勤職員であります。

2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立いたしました。これによって各自治体においては、2020年4月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規則等の制定、新たな予算の確保を行う必要がある。

よって、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望するものであります。

要望内容については下記の4項目であります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を内閣総理大臣、内閣官房長官ほか各大臣に提出するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 8 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 9 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、報告第 9 号 平成 29 年度財政健全化判断比率の報告についてを議題とします。

町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 10 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、報告第 10 号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告についてを議題とします。

津別町教育委員会教育長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定による報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、報告第 11 号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から平成 29 年度 5 月分、平成 30 年度 5 月分、6 月分、7 月分の例月出納検査について報告書が提出されましたので、本定例会に報告するものであります。本

件についてはご了承願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時 39分

再開 午後 1時 40分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議されました事件はすべて終了しました。

これで平成30年第4回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時 41分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員